

令和 3 年 第 1 回  
富 山 県 教 育 委 員 会 会 議 録

I 開会及び閉会の日時

令和3年1月28日(木)

開会午後1時30分、閉会午後2時52分

II 場所

高志の国文学館研修室 101 号室

III 出席委員

1 番	山崎 弘一	2 番	鳥海 清司	3 番	町野 利道
4 番	村上 美也子	5 番	大西 ゆかり	教育長	伍嶋 二美男

IV 説明出席者

教育次長	坪池 宏	教育次長	清原 明宏
教育企画課長	松井 邦弘	生涯学習・文化財室長	吉田 学
教職員課長	福島 潔	県立学校課長	佐野 友昭
小中学校課長	近藤 智久	保健体育課長	橋本 隆

V 傍聴人数 1人

VI 会議の要旨

午後1時30分、伍嶋教育長が開会を宣する。

1 会議録の承認について

(令和2年11月12日開催の令和2年第12回富山県教育委員会会議録)

会議録閲覧

伍嶋教育長から可否を諮ったところ、全員異議がなく承認した。

2 議決事項

議案第1号 富山県文化財保存活用大綱の策定に関する件

議案第2号 博物館の登録に関する告示の件

生涯学習・文化財室長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第3号 令和3年度富山県立学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応の件

県立学校課長から説明し、原案のとおり可決した。

3 報告事項

(1) 臨時代理について(令和2年11月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件)

教育企画課長から説明した。

(2) 令和2年度第1回とやま学校多忙化解消推進委員会開催結果について

教職員課長から説明した。

(3) 令和2年3月県内中学校卒業生進路状況調査及び令和2年3月県内高等学校卒業生進路状況調査

結果について

(4) 令和3年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について(令和2年11月末現在調査)

県立学校課長から説明した。

(5) 南砺市立小学校・中学校・義務教育学校の設置及び廃止について

小中学校課長から説明した。

(6) 臨時代理について(令和2年度富山県教育委員会表彰(学校給食優良学校等)の件)

(7) 臨時代理について(令和2年度富山県教育委員会表彰(健康教育実践優良学校)の件)

保健体育課長から説明した。

#### 4 その他

今後の教育委員会等の日程について  
教育企画課主幹から説明した。

#### 5 議決事項

午後2時45分、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、議案第4号から議案第6号については、委員全員の同意により会議を非公開とすることを可決し、議事の審議に入った。

議案第4号 富山県生涯学習審議会委員任命の件

議案第5号 富山県社会教育委員任命の件

議案第6号 富山県民生涯学習カレッジ運営会議委員及び同高岡地区センター運営会議委員任命の件  
生涯学習・文化財室長から説明し、原案のとおり可決した。

なお、非公開で審議した議案第4号から議案第6号については、適切な時期に公表することを決定した。

#### 6 議事

##### ○議決事項について

##### 議案第1号関係

〔教育長〕

- ・これまで文化財の保存で実施してきた取り組みと、今大綱で新たな視点で取り組むと明記したもので、新たな取り組みで特に説明することはないか。

〔生涯学習文化財室長〕

- ・今、取り組んでいることが基になっているが、例えば、文化財を活用するということが国の方でも言われているし、特に防火、あるいは防災、耐震という観点。そういうことも広く言われているので、活用あるいは防災が1つの流れかと思う。

##### 議案第2号関係

〔教育長〕

- ・具体的に博物館の内容、展示物について説明することはないか。

〔生涯学習文化財室長〕

- ・こちらは美術館だが、秋水美術館で2016年リードケミカル株式会社の代表取締役であった森氏が、長年に渡って収集してきた日本刀、これがメインであるが、日本刀等、あるいはそれ以外にも工芸品、絵画などの美術工芸品を展示するために、森記念秋水美術館として開館した。昨年5月に、美術館の名称を一般財団法人秋水美術館と変更し、リニューアルオープンした。このような一般財団法人になると、博物館法によって、登録博物館に登録できることになっているので、今回申請されたものと思われる。

##### 議案第3号関係

〔教育長〕

- ・それぞれの日程、主な一般選抜と日程を説明していただけるか。

〔県立学校課長〕

- ・全日制の一般選抜の学力検査は、3月の9日と10日。追検査の方は3月15日。合格発表は3月18日となっている。特別支援学校のA日程については、一次の本検査は2月13日、追検査は2月17日。合格発表が2月19日となる。

〔教育長〕

- ・それと参考までに推薦入試の日程も。

〔県立学校課長〕

- ・ 推薦の方の検査実施日は、全日制が2月9日、合格内定の通知が2月15日となっている。

〔教育長〕

- ・ 文字だけでは非常に理解が難しい部分があるが、考え方の基本としては、コロナに感染した場合には、先ほど説明した3つの条件に該当する受検者は、基本的には入学検査、本検査を受検できない。ただその条件をクリアされて非該当になった場合は、追検査を受けることができる。ただ、追検査も本検査も受検できなかった方については、いわゆるペーパーでの受検ではなくて、各中学校から調査書が出ているので、その調査書に基づいて合否の判定をすることにしている。そうしたことから基本的には、合格発表は一般選考と同日付で、総合的に判断して合否を発表するということである。特別支援学校についても、基本的にはそれと同様の考え方で追検査を行うということである。先ほど冒頭に申し上げたが、それに先立った推薦入試がある。仮に、推薦入試を受検できなかった、不合格であった場合でも、一般選抜を受けることができるので、あえて今回は、コロナ対策としての救済措置は設けないという基本的な考え方である。

ただいまの件について、入試選抜等にかかる感染症対策についてご意見があればどうぞ。

〔山崎委員〕

- ・ 先日行われた大学入学共通テストの第1日程が終わったが、欠席者が全国で1700人程度であり、それらの方が第2日程として設けられた追検査を受けることになったそうだが、そのうちでコロナに感染した、あるいは濃厚接触者になったという理由で欠席し、第2日程を受けることになった人が、全部で92名だったそうである。富山県における高校入試のことについては実際どうなるのかわからないが、可能性としてはあるわけで、そうなった時に相談体制を充実させることが大事かもしれない。今回提示されたものについては、年度末の限られた日程の中での対応となるが、追検査を設け、それに漏れた場合は、書類選考も行う等、最大限の配慮がなされた対応になっていると思う。ただ今後、試験当日、各学校において様々な事態が生じることも考えられる。例えば、感染者、濃厚接触者ではないが、突然37.5度以上熱があると問い合わせがあった場合に、どうするのかということもあるので、今後想定されるケース、詰めの対応を整理していただいて、当日混乱が起きない対応ができるようお願いしたい。当座の対応については、これでいいと思う。

〔教育長〕

- ・ 当日選抜のそれぞれの類型を問わず、例えば、受検会場でコロナ感染症の抑制対策として行う基本的な今の会場の準備状況とか、それから今、山崎委員からも言われたが、仮に入試当日に発熱しているとか、そういった受検者の取扱いとか、参考になることがあれば説明をお願いしたい。

〔県立学校課長〕

- ・ 1月上旬に高校と特別支援学校で説明会を実施した。その際には、受検生の座席間隔を、1mを目安に最大限間隔を確保すること、検査前日に机、椅子の消毒を行うこと、それから検査入口に消毒用アルコールを設置すること等、感染防止対策を行うよう指示したところである。また、県教委の方から県立学校を志願、受検する生徒向けに感染防止について守ってほしいこと、それからこの受検機会の確保について記した文書を、今後配布することとしている。さらに、各学校において、志願時に志願者に受検者心得を配布しているが、そこにも同様の留意事項を記載することとしている。それから今、委員からも指摘があったが、検査当日に咳、発熱のある生徒がいた場合、まず受付時に申し出て、特別室受検をすることになるかと思っている。また今後、様々なケースも想定されることかと思う。個々の状態に応じて、また、中学校ともしっかり連携し、感染防止、拡大防止と受検機会の確保の観点を踏まえて、適切に対応していきたいと思っている。

〔教育長〕

- ・ 今の時点でどうか。

〔鳥海委員〕

- ・ 当日、受検会場に来て発熱があった人は、別会場で行うということについて、もしかしたらコロナウイルスに感染している可能性もあると考えた時に、別室受検なのか追試験と同じようにして扱ってしまう

のか、少し難しいと思うのだが。

〔県立学校課長〕

- ・基本的には、軽微なものであれば特別室を用意しているので、当日の体調不良は、特別室での受検となる。症状によっては、一概にはなく弾力的に対応することも必要になるかと思っている。

〔教育長〕

- ・この前の共通テストを参考にしていただけると。

〔県立学校課長〕

- ・少し症状等が重い場合、大学等においては追検査を勧めたりしているので、そこは生徒の状況を見て判断していく必要があるかと思っている。

〔鳥海委員〕

- ・共通テストの場合はチェックシートがあり、当日調子が悪く、チェックシートで該当した場合には、もう、追検査と完全に分け、該当しなければ今言われたように、別室でという取り扱いをしているが、その該当者というのが、本当にコロナかどうかわからないところがあるので、かなり大きく幅を持たせてあり、その為、第2日程の追試験の数があまり多くないのだが、それでもその数が出たということがあるので、その辺はまた工夫していただければと思う。

〔教育長〕

- ・前日まで学校長を通じて、生徒の健康管理、個人で今ほど言われたようなチェックシートで管理していただくことが前提になると思う。それと当日だが、共通テストもそうだったと思うが、あえて健康状態を受検者に詳しく聞きたださないというか、受検者の不安をなくして受検していただく。そうしたことを重視して取り扱われたと聞いている。今回の県立高校入試においても、受検生の心の負担に配慮しながら、できるだけ事前に生徒の健康管理、体調管理をしっかりとさせていただいて、本人の判断になるかと思うが、当日たまたま発熱等の症状があらわれた場合は、今ほど説明したが、基本的には特別室で受検していただくか、もしくはそれ以上に症状が悪いと客観的な判断ができる場合は、追試験を促すと、基本的にはそういった判断を求めることになると思う。

〔山崎委員〕

- ・コロナに感染しているか、あるいは感染の可能性のある人は、この3つの要件でだいたい捉えられるのではないかと思う。またそういう状況は、校長の方で全て把握しているおり、校長の方から連絡が来るかと思うので、問題ないのではないかと思う。ただ稀に、当日37.5度以上あると言われた場合に、どうするのかを先ほど聞いたわけである。

〔教育長〕

- ・これまでも、コロナでなくても発熱があった場合は、基本的に特別室で受検してもらうということを基本にしているのか。

〔県立学校課長〕

- ・はい。

〔村上委員〕

- ・追試験については、3月15日ということで期間が短い。そのため、3項目に該当する多くの方は、そこに被ってくる。15日も駄目という可能性があると思う。これも既に、追試験に向けての準備はなされているということか。

〔県立学校課長〕

- ・いえ、この一般の本試験と追試験の日程については、7月の教育委員会でご了承いただいて、今これに基づいて高校も中学校も準備をしているところである。

〔村上委員〕

- ・9、10が駄目だった場合、15も駄目になる可能性がとてもあると思うので、どちらも駄目だった場合には、書類審査でできるというのは、大変良いことだと思うのと、先ほどからお話が出ているが、今までの感染症と違って、本人の体調だけではなく、周囲の状況も、とても影響するのがこの新型コロナなので、当日の混乱を少なくするには、事前に校長先生までのところをしっかりとやり、あまり当日現場

で戸惑わないように、それから本人達にも負担がかからないようにという配慮は、重要だろうと思っている。

〔教育長〕

- ・その辺は学校長を通じてしっかりと周知をして、当日混乱がないようにする。そして基本は、受検生が負担なり不安を感じることがないように、適切に対応していきたい。

## ○報告事項について

### 報告事項（２）関係

〔山崎委員〕

- ・毎年この時期に、多忙化解消推進委員会の報告を聞いている。多忙化解消推進委員会というのは、全国的にも非常に珍しい委員会で、非常に先駆的な委員会だと思うが、その都度話し合われて、こういう取り組みが行われることで多忙化が解消するのではないかという話し合いが行われてきた。それに基づいて、各学校で取り組みを行うということである。毎年その成果が表れているのかと思う。様々な分野に渡って負担が軽減されているが、いまだに多忙化が解消されていないというのは、多忙さの質、内容が変わってきているからそうなっているのか。多忙さの量そのものが、以前にまして増えているから、これまでの対策が、効果はあったが、それ以上に増えてきているからそうなっているのかと思って見ているわけである。

実際にここに挙げられている、教職員の意識改革だとか、業務の合理化、教育充実のための体制整備、負担軽減など、もっともな話ばかりであり、これまでも言われてきたものだが、あらためて各学校において多忙化解消に向けて具体的に取り組んでもらえればと思う。また、スクールサポートスタッフの派遣であるとか、部活動指導員の派遣はとても良い事業なので、教員の負担軽減に資するという意味では、大変意義ある取り組みであり、また、効果があると思う。ただ、学校全体の全職員の負担をどの程度減らすかという面から見ると効果は限られている。多忙化解消に向けた１つの策でしかないの、たとえばスクールサポートスタッフを１人配した３０人の教職員がいる学校であれば、１日６時間、様々な教員がしていた仕事をサポートした場合、単純計算だが、教員１人あたり１５分軽減されるかどうかである。だから駄目ということではなく、必要だが、全体の負担を大きく軽減する決定打になり得ていない。部活動指導員も限られた部にしか派遣していないので、これも全体に及ぼす効果は決定的なものではない。様々なものを考えながら学校で少しでも負担を軽減するような取り組みをしていただきたいと思う。

〔教職員課長〕

- ・指摘の通りで身に染みている。この意見にもあったように、業務の改善ではなく、改革が必要だと。外部人材を活用するというのは、誰かに助けてもらうだけで、業務の改革というのは、業務の廃止や、もっと効率化するための工夫が大切なのではないかと。なかなか口で言うのは簡単で、止めるというのは難しい面もあるが、ただここにきて ICT で今後、様々な教員の新たな負担が加わる面もあるということ懸念しており、効率化だけでなく負担が被さってくることも懸念しているため、教育委員会としても学校現場に業務負担をかけていることに関して、もう少し何か、効率的に業務を見直すことも、教育委員会事務局全体で考えていく必要があるのではないかと考えており、皆さんにお願いしているところである。

〔町野委員〕

- ・前から毎回言っているが、業務の効率化とか ICT を使ってデジタル化して見える部分は色々やっても、労働時間は減らない。皆さんがやっている仕事、いわゆるホワイトカラーの仕事というのは、効率化すると、その効率化がどこに向かうかというと、質の向上に向かう。質の向上をしようというところに効率化が向かうので、片方のところに時間を下げる規制を設けて、そちらの方に効率化の方向が向かうようにしなければいけない。時間の制限をしなければ、効率化しても質の向上に向かう。クラブ活動で外部の指導者を招いたとしても、もし時間を制限しなかったら、それはたとえば全国大会で 10 位であったものを 1 位にするという方向に向かっている。

こちらの方で規制するものと効率化との両方を進めないと、向かっている方向には、なかなかならない。

規制は、県の教育委員会で、先生方の労働に対して規制を作れるかということ、なかなか作れないわけである。そういう規制を作る方向に持っていく方法。例えば、県教育委員会が市町村教育委員会に規制をかけるのは、可能だからやると。国の方をお願いして、文科省からそういう規制が出るようになっていく等、そういうふうにしなないと良くならない。

〔教職員課長〕

- ・今年度から、国の方針を受け、県の条例を整備しているが、教職員の在校等時間、要は時間外勤務の制限、上限を定めている。月 45 時間、年間 360 時間、一応罰則はないが、そういった努力目標のような形で定めてあり、これは市町村においてもそれぞれ規定整備がされているように、小中学校の教員に普及啓発していくと。

従来に比べると、先生方の時間に関する意識は高まっていると認識しているが、まだまだそれをできるだけ守ろうということについては、教育の質の問題と相まって、なかなかうまくいっていない実情がある。従って先ほども言ったように、子どもと向き合う時間は大事な時間なので、そこはともかく、本来先生がやらなくてもいいような仕事で時間を取られているとすれば、その辺を削減するだとか。その辺は何かもう少し工夫の余地があるのではないかと思う。今後とも取り組んでいきたいと思っている。

〔町野委員〕

- ・我々民間の場合は、ここ 20 年位で相当改善されてきた。それはやはり、労働基準監督署に挙げられて、まず規制ができた。それ以上に働いているが、働いていても対価を払っていない。こういうものを検出されて、過去に払っていなかったものを 3 年遡って全て払わせる行政命令が来る。そういうものが、あそこの会社でやられた、こっちでやられたとなると皆が気をつけて着々と変わってきたということが実際にある。そういう規制を作ったらどこか計測して、計測したものを挙げる。罰則もいろんな形であるから、そうなるような形で、そういうものにしていかないと進まない。効率化は質の向上に使うばかりではなく、そこに使われるようにやっていく。おそらく、ここ 3～4 年位で良くなっていくと思う。

〔鳥海委員〕

- ・委員のご意見の中に、③の教育充実のための体制整備についての最後のところに、教員定数の改善を行うべきではないかという意見があるが、先日の総合教育会議でもお話をさせていただいたように、少人数教育を県も進めていくという方向にさせていただけるということだと思う。実際に国の方では、小学校は 1 クラス 35 人となったが、確か、そもそも文科省は、30 人にしたかったという話があるし、小学校だけでなく、中学校、高校についても、少人数の方にしたかったことがあって、財務の方で切られて、結局小学校の方で 35 人になったということだが、そういうところも見て、なかなか難しいとは思いますが、富山県で独自に少人数の枠を広げていくということは、教員定数の改善につながっていくのではないかと思うので、一緒に考えながらやっていければと思う。

〔教育長〕

- ・町野委員が言われたように、ある程度目安というか、それは先ほど担当課長が言ったが、一応月 45 時間というキャップは、はめる形になる。それは実効あるものでなくて、それを守ったとしても町野委員の言われるように、どこかにその時間が使われることもある。そういったところで一番効果を出すためには、先ほど山崎委員が言われたように、スクールサポートスタッフは確かに有効だが、教職員全員の時間外を軽減するところまでは、まだ至っていない部分もある。従って、一番効果的な、できれば全部の教員に共通的な業務というか、そこが軽減できるようにというのが一番いい話だと思う。以前からお話のあった ICT 教育について、様々な機器を使って業務を効率化するというご意見もあったので、新年度予算で色々検討しているが、そういった業務の効率化に向けた ICT を活用した業務の効率化ということで、推進検討委員会等を設けて、それぞれどういう方策が一番効果的か。それは新年度早々に立ち上げて検討していきたいと思っている。

鳥海委員が言われた少人数教育だが、富山県は 1 学級 40 人のところを、小学校 3 年と 4 年については 35 人にするか、あるいは選択しなくても、少人数指導の中身に教員を 1 人充てるか、いずれかを選択できるという、それぞれの学校の実状に応じた少人数教育というものを実践してきたもので、国が今 35 人学級を小学校 2 年から年次進行で打ち出したので、少しでもそれに先行する形で、富山県がやっ

てきた少人数指導というものの良さを取り入れながら、どう組み立てて行くか。それも今前向きにということで、予算で最終的に検討されてきているので、そういう形で、まずは授業に係る教員の負担が少なくとも軽減されるのではないかと思うので、取り組んでいきたいと思っている。

午後2時52分、議事が終了したので教育長が閉会を宣した。